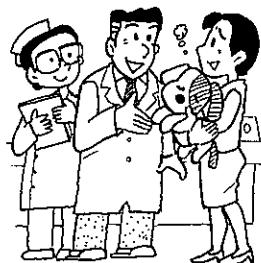


## 獣医療過誤訴訟で説明義務違反があったと認定される場合は

**Q**

獣医療の世界でも、飼い主へのインフォームド・コンセントの重要性がいわれていますが、どのような場合に、獣医師に説明義務違反があったとされるのでしょうか。



**A**

獣医師には、飼い主に診療について説明する契約上の義務があります。特に、外科的措置を伴う治療や費用のかかる延命的な治療を行う場合に、その危険性、他の方法の有無と内容、予後、費用等について事前に説明をしなければ、獣医療過誤訴訟においても説明義務違反があったとされることが多いでしょう。

獣医法律二

### 解説

#### 1 説明義務違反が肯定された裁判例

(1) 犬の手術の必要性、危険性に関する事例（東京高判平19・9・27判時1990・21）

(ア) 手術の必要性について説明がされなかった

飼い犬が手術後死亡した事案で、被告獣医師が、飼い犬に対し、①子宮蓄膿症治療のための卵巣子宮全摘出、②口腔内腫瘍治療のための下顎骨切除、③乳腺腫瘍切除の3箇所の手術を同時に行なった行為は、①子宮蓄膿症の診断と手術の緊急性の判断については慎重さを欠き不適正、②下顎骨切除手術は生検を行わない単に切除のみを目的とした不適当なもの、③乳腺腫瘍切除は、良性のもので放っておいてもよかつたものであり手術の必要性はなかったとし、このような手術の不適切さおよび3箇所の手術を同時に行なう危険性などの過失により犬が死亡したと認定されました。

一七四

説明義務違反については、良性の乳腺腫瘍の治療としての乳腺摘出手術について説明、同意を欠いた点に説明義務違反があったとされ、結局、被告獣医師に治療費相当額、慰謝料35万円（家族3人で105万円）、弁護士費用18万円の支払が命じられました。

- (イ) 飼い主が十分な理解をした上で意思決定ができるために必要な事項を説明すること

この判決の中で獣医師の説明義務については、「手術に当たって、獣医師は、原則として、飼い主の意思に反する医療行為を飼い犬に対し行なってはならないのであって、獣医師は、飼い主が医療行為の内容、その危険性等を十分な理解をした上で意思決定ができるために必要な範囲の事柄を事前に説明することが必要であり、人間の生命が問題となる場合と飼い犬の生命が問題となる場合とでは、医師又は獣医師が負う説明義務については全く同一の基準が適用されるべきものではないにしても、一定の場合には、その説明の不履行が説明義務違反として飼い主に対し法的な責任を負担しなければならない場合がある」と言及されています。

- (2) 犬の手術に伴う危険性に関する事例（名古屋高金沢支判平17・5・30判タ1217・294）

- (ア) 術後再発したら断脚しかないことを説明しなかった

腫瘍の治療で飼い犬（ゴールデンレトリーバー種。13歳）が死亡した事案について、被告獣医師には、腫瘍の悪性、良性の別を診断するための生検を行うべき義務があったのにこれを行わなかった点で治療義務違反の過失があったと認定されました。

説明義務違反については、被告獣医師が、本件手術の実施に際し、腫瘍が悪性、良性のいずれのものであっても摘出するしかないこと、もともと後ろ足の悪かった犬の歩行に支障を来すおそれがあることを説明するにとどまり、手術に伴う危険性として、本件腫瘍が悪性であり、術後再発したときは断脚するしかないことについて説明しなかった点で説明義務違反があったとされました。

結局、被告獣医師の治療義務違反と説明義務違反がなければ原告は犬に本件手術を受けさせることはなかったとして、手術費、手術後の当該術部に対する治療費（7万円）、慰謝料15万円（家族2人で30万円）、弁護士費用5万円の支払が命じられました。

- (イ) 飼い主の治療方法の選択についての自己決定権実現のために、必要な情報を提供すること

この判決の中で獣医師の説明義務については、「飼い主は、当該ペットにいか

なる治療を受けさせるかにつき自己決定権を有するというべきであり、これを獣医師から見れば、飼い主がいかなる治療を選択するかにつき必要な情報を提供すべき義務がある」とし、「説明の範囲は、飼い主がペットに当該治療方法を受けさせるか否かにつき熟慮し、決断することを援助するに足りるものでなければならず、具体的には、当該疾患の診断（病名、病状）、実施予定の治疗方法の内容、その治療に伴う危険性、他に選択可能な治疗方法があればその内容と利害得失、予後などに及ぶ」と言及されています。

- (3) 犬の退院時における、死亡の危険性に関する事例（東京高裁平22・10・7平22(オ)3306）  
 転院先の動物病院を退院後、間もなく容態が悪化し再入院後死亡した事案について、退院時の獣医師らの説明には、犬が退院後まもなく死亡する危険があるという内容を含んでいなかったが、間もなく死亡した経過に照らせば、退院時、既に犬は死に至る危険があるほど重篤な状態だったと考えられるとしたうえで、このような状況で入院治療を継続するか退院して通院などの自宅治療に切り替えるかの選択を飼い主に決定させる必要な情報の一つとして、犬が「まもなく死に至る危険があるということを明確に告げる必要があったというべき」であるとして、慰謝料5万円、弁護士費用1万円の支払が命じられました。

なお、説明していても死は免れなかつたとして死亡との因果関係は否定しました。

この判決の中で、飼い主にとっては、退院時、犬が「重篤な疾患にかかっていることまでは容易に判断し得たとはいえ、自宅療養でも対応が可能であると受け止め、まもなく死に至る危険があるとまでは考えなかつたとしても、無理からぬ内容であった」と言及されています。

飼い主の治疗方法の選択を適切に行わせるためには、特に命に関わるような状態であればそれをきちんと説明すべきだと判断されたわけです。

## 2 一審と二審で判断が分かれた裁判例

- (1) 説明義務違反を肯定した一審（名古屋地判平21・2・25平19(ワ)353・2106）

原告ら3名飼育の犬（ウェルシュ・コーギー種）が被告経営の動物病院で腹腔内陰嚢丸腫瘍摘出手術を受け、退院後自宅で死亡した事案について、死因は被告主張のとおり重度の貧血症と認定された上で、説明義務について、被告動物病院および担当獣医師には、少なくとも本件手術のみならず術後の治療のためにも輸血が必要となるが被告病院では血液を確保できないことに伴う問題点について、

原告らに具体的に説明し、手術に当たっての輸血と治療としての輸血のいずれについても、原告らが被告病院で治療行為を受けるか他の病院で治療行為を受けるかの選択を熟慮の上判断できるよう分かりやすく説明する義務があったのにこれを説明しなかったとし、説明義務違反による精神的苦痛に対する慰謝料として原告1名につき7万円（3名で21万円）、弁護士費用としてそれぞれ1万円（3名で3万円）の支払が命じられました。

また、この事件では被告が原告らに対し反訴を起こし、未払診療報酬請求をしていましたが、これについても、既払額以外に別途費用が要る旨の説明はなくこの部分の診療報酬の合意は成立していなかったとして、被告（反訴原告）の請求は棄却されました。

#### (2) 説明義務違反を否定した二審（名古屋高判平21・11・19平21(ネ)273・663）

これに対して、控訴審では、死因は原審と同様とした上で、本件獣医師らが治療としての輸血の必要性を説明し、輸血が可能な転院先を紹介するという方法により、術後の治療としての輸血に関する準備・治療上の義務を履行していたと認め、獣医師らが本件手術の前後に複数回にわたって、疾患の原因、治療の見込み（生命の危険があり、手術および相当量の輸血等が必要なこと等）、被告病院における輸血の態勢と、輸血可能な他の病院に転院することや安楽死を含めた治療などの選択肢について十分な説明を行ったとし、説明義務違反はないとされました。

また、原審が否定した被告（反訴原告・控訴人）からの診療報酬請求について、獣医師らは、術前に、手術および最低限必要な入院費用の概算を説明しており、原告被告問において、必要相当額の診療報酬を支払う旨の默示の診療契約が締結されていたとし、飼い主ら（反訴被告・被控訴人）に、連帶して15万円の診療報酬支払が命じられました。

なお、獣医師が事前に概算で13万円位と報酬金額の説明していることにつき、金額については、手術の結果が予想できず、その後の治療内容が未確定な状態では、必要な治療費の金額を契約時に正確に算定することは困難であるから、当事者は、相当額の診療報酬を支払う旨のいわゆる出来高払いの合意をするのが自然でありかつその必要性があるとされています。

### 3 インフォームド・コンセント

#### (1) 獣医師の説明義務

獣医師には、飼い主に対し、ペットの診療について説明する契約上の義務があ

ります(民645・656)。また、獣医師には、診療した動物の衛生管理および保健衛生の向上などについても指導する義務があります(獣医師20)。

このように、獣医師には報告や指導についても法律上の義務があります。このような義務は、単に一方的に行えばよいというものではありません。獣医師としては、懇切丁寧な説明を行い、飼い主に十分に理解を深めてもらい納得してもらうことが大切です。すなわちインフォームド・コンセントが重要となるのです。

ペットの治療に当たり、飼い主に対し、ペットの病状、治療内容、予後の飼育管理などについて十分説明し納得、同意してもらうように心がけましょう。

#### (2) 人間の医療との違い

人間の医療における自己決定権は、自身の受ける医療行為を決定する権利として、患者の人格権そのものと位置づけられ、この自己決定権行使の前提として、医師は患者に必要な治療上の情報を提供する義務として説明義務を負っていると考えられます。

これに対して、獣医師の説明義務は、飼い主の人格権に対するものではありません。

しかし、先の名古屋高裁金沢支部平成17年5月30日判決で飼い主の自己決定権が認められていることから、獣医師も人間の医療と同様に、自己決定権の判断をするに必要となる説明をしなければなりません。

#### (3) 説明義務違反による損害

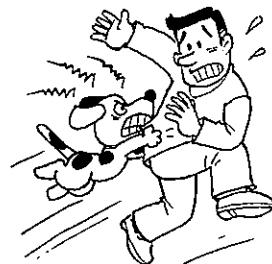
説明義務違反による損害としては、その説明があったならば選択しなかったであろう治療について要した費用のほか、飼い主にとってどの治療方法を選択するかという自己決定権を侵害されたことなどによる精神的苦痛を填補するための慰謝料が考えられます。

#### (4) ペット感染症

### いわゆるペット感染症（人獣共通感染症）とは



いわゆるペット感染症（人獣共通感染症）に関して、獣医師には何らかの法的義務があるのでしょうか。



人獣共通感染症とは、人および人以外の動物に感染または寄生する病原体によって罹患する感染症のことであり、そのうちペットとなる動物から感染する感染症をペット感染症と呼んでいます。

感染の拡大を防ぐために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律などにより指定された感染症が発生した場合には、獣医師に届出義務が課せられています。

#### 解 説

##### 1 ペット感染症（人獣共通感染症）とは

人および人以外の動物に感染または寄生する病原体によって罹患する感染症のことを、「人獣共通感染症」や「ズーノーシス」などといいます。厚生労働省は、これを「動物由来感染症」と呼んでいます。

感染症の病原体は、ウイルスや細菌、寄生虫など様々です。人獣共通感染症に罹患した動物に人がかまれたり、人が排泄物に触れるなどして、人獣共通感染症は人に伝染します。人獣共通感染症の中でも、ペット由来の感染症が近年増えてきています。

その要因としては、次のものが挙げられています。

- ① ペットとして飼育される動物の数と種類が増加したこと

- ② 室内飼育が増加したこと
- ③ 濃厚接触が増加したこと
- ④ 交通機関の発達によりペット動物の移動が容易になったこと

## 2 ペット感染症の種類

環境省が平成19年3月にまとめた、「人と動物の共通感染症に関するガイドライン」では、日本のペット等家庭動物に関わりのある共通感染症は、約60種程度あると考えられています。このうち国内で発生のみられる主な共通感染症17種と、国内の動物で発生がみられるものの、人への感染例のない共通感染症1種（高病原性鳥インフルエンザ）、国内での発生を警戒すべき共通感染症1種（狂犬病）の計19種の共通感染症が、下記の表のように整理されています。

このうちエキノコックス症、狂犬病、Q熱、レプトスピラ症、オウム病、高病原性鳥インフルエンザは、人に対して「危険性が高い」共通感染症です。その他の大半は、人とペット等家庭動物の間に一般に存在する共通感染症ですが、国内の患者数が人も動物も共に把握されていない「要注意」の共通感染症です。

動物にとって「危険性が高い」共通感染症は、狂犬病、レプトスピラ症、イヌブルセラ症、犬糸状虫症、高病原性鳥インフルエンザです。

### 動物群別にみた共通感染症の人に対する危険性

動物群	共通感染症の人に対する危険性	
	危険性が高い	要注意
イヌ	エキノコックス症	イヌブルセラ症 犬糸状虫症
ネコ		トキソプラズマ症
イヌ・ネコ	狂犬病 Q熱 レプトスピラ症	エルシニア症 カンピロバクター症 サルモネラ症 猫ひっかき病 パスツレラ症 皮膚糸状虫症 イヌ・ネコ回虫症 ウリザネ条虫症 疥癬

その他の哺乳類（ハムスター・リス・ウサギ・フェレット）		エルシニア症 サルモネラ症 皮膚糸状菌症
鳥類（インコ、ブンチョウ・ニワトリ・ウズラ）	高病原性鳥インフルエンザ オウム病	カンピロバクター症 クリプトコックス症 サルモネラ症
爬虫類（カメ）		サルモネラ症
計	6種	13種

※ 太字；動物にとって「危険性が高い」感染症

(環境省：平成19年3月「人と動物の共通感染症に関するガイドライン」)

### 3 感染症予防法に基づく獣医師の届出義務

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律は、感染症の予防などに関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、そのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上および増進を図ることを目的として（感染症1）、平成10年に定められました。

この法律により、以下の感染症に罹患した、または罹患したおそれのある動物を診察した獣医師は、その動物の所有者の氏名その他厚生省令で定める事項について、保健所長を経由して都道府県知事に届出をしなければならないとされました（感染症13①、感染症令5）。

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| ① エボラ出血熱              | サル                |
| ② 重症急性呼吸器症候群（S A R S） | イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン |
| ③ ペスト                 | プレーリードッグ          |
| ④ マールブルグ病             | サル                |
| ⑤ 細菌性赤痢               | サル                |
| ⑥ ウエストナイル熱            | 鳥類                |
| ⑦ エキノコックス症            | 犬                 |
| ⑧ 結核                  | サル                |
| ⑨ 鳥インフルエンザ（H 5 N 1）   | 鳥類                |
| ⑩ 新型インフルエンザ等感染症       | 鳥類                |

なお、届出基準や、届出様式、各種感染症の診断・対応ガイドラインなどは、厚

生労働省のホームページ（「感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について」）で紹介されています（届出様式については、3 「感染症予防法に基づき保健所へ届ける際には」参照）。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou1/02.html>

#### 4 その他の法律に基づく届出義務等

ペット感染症に関して、獣医師には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく届出義務のほか、狂犬病予防法に基づく狂犬病発生時の保健所長への届出義務（狂犬病8①）が課せられています。

狂犬病は、犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンクが対象動物です（狂犬病2①、狂犬病令1）。

狂犬病は、人が感染し発症すると、致死率が100%といわれている大変危険な感染症ですので、犬の場合は特に厳重な予防対策（鑑札制度、予防注射等）が定められています（(3)「法律に基づく犬などへの狂犬病の予防対策は」参照）。

### (5) その他

## 学校飼育動物の感染症対策は



動物を飼育している学校に対して、どのような感染症対策を指導すればよいのでしょうか。



子どもは、大人に比べて免疫機能が未発達であり、感染症に感染すると発症しやすい点に注意が必要です。学校や児童に対し、飼育動物の正しい飼育方法について教えるとともに、感染症に関する正しい知識や感染症の予防の大切さを教え、特に日常における感染予防対策を実践するよう指導してください。

### 解説

#### 1 学校飼育における感染予防の必要性

学校では、情操教育の一環として、ウサギやニワトリなどの動物を校内で飼育するということが、しばしば行われています。

しかし、学校で飼育している動物が、人獣共通感染症（人および人以外の動物に感染または寄生する病原体によって罹患する感染症）に罹患した場合、大人に比べて免疫機能が未発達で、感染を受けると発症しやすい子ども達を、動物の病気から守ることが必要になってきます。

獣医師は、学校や児童に対し、飼育動物の正しい飼育方法について教えるとともに、感染症に関する正しい知識や感染症の予防の大切さを教えていくことが大切です。

なお、日本獣医師会のホームページに、「学校飼育動物の診療ハンドブック」が掲

載されており、代表的な学校飼育動物の飼育方法について参考になります。

<http://nichiju.lin.gr.jp/school/siiku.html>

## 2 日常の感染予防対策

感染症は、飼育動物が感染動物にかまれたり、接触したりして直接病原体が体内に侵入する経路や、蚊やノミから感染したり、飼育動物が中間宿主であるネズミなどを捕食したりといった経路が考えられます。また、飼育動物の体力が下がると、免疫力が低下し、感染症に罹患する率も高くなります。

学校飼育動物が感染症に感染しないための防止対策としては、日常的に、次のこと気に付ける必要があります。

- ① 常に新鮮な水を与える。
- ② 食べ残しや排泄物はこまめに処理し、飼育施設内を清潔に保つ。
- ③ 飼育動物の行動や健康状態を毎日観察し、感染症の症状が出ていないかをチェックする。
- ④ 飼育動物に異常が見られる場合には直ちに獣医師の診断を受ける。
- ⑤ 野生動物との接触やネズミなど中間宿主となる動物の侵入を防ぐため、飼育施設に網戸や屋根などを設置する。
- ⑥ 新たに動物を導入するときは、これまで飼育していた動物とすぐに同居させないで一定期間隔離し、感染症に罹患していないか観察する。

また、動物から人への感染経路としては、動物にかまれたり、舐められたり、引っかかれたりして、病原体が人に感染したり、動物の排泄物を触った後に無意識に手を口に当てる（経口）感染したりすることが考えられます。万が一飼育動物が感染症に罹患していたとしても、児童が感染しないよう、獣医師は、学校や児童に対し、次のことに気を付けるように指導してください。

- ① 飼育動物との過度な接触（口移しなど）はさける。
- ② 飼育動物を触ったらすぐに石鹼で手をよく洗う。
- ③ 飼育動物にかまれたりひっかかれた場合には、その部分を十分に洗浄する。
- ④ 体調が悪い（免疫力が低下している）ときは飼育動物との接触を控える。
- ⑤ 飼育施設を掃除する際には、必要に応じてマスクやゴム手袋などを使用する。

## 3 飼育動物が感染した場合には

以上の感染予防対策をとっていたとしても、飼育動物が感染症に罹患することが

あります。

獣医師は、飼育動物が感染症に罹患したと診断し、あるいは感染症に罹患しているおそれがあると診断したときには、速やかに当該動物を隔離するとともに、同じ飼育施設にいた他の動物が感染していないかを確認してください。

また、大人に比べて免疫力の低い児童を飼育施設に近づかせないようにしてください。

飼育動物が狂犬病に感染したり、家畜伝染病予防法に定める監視伝染病（家畜伝染5①）に感染したり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める届出義務のある感染症に感染していた場合には、獣医師は、それぞれの法律に従って届出をしてください。